

3 正社員以外の労働者への労働協約の適用状況

(1) パートタイム労働者

ア パートタイム労働者の有無及び労働組合員の有無

労働組合が所属する事業所におけるパートタイム労働者の有無をみると、「パートタイム労働者がいる」72.6% [前回 67.2%]、「パートタイム労働者がいない」27.4% [前回 32.5%] となっている。

また、パートタイム労働者がいる事業所について、パートタイム労働者の労働組合員の有無についてみると、「パートタイム労働者の労働組合員がいる」39.3% [前回 19.1%]、「パートタイム労働者の労働組合員がいない」60.7% [前回 80.9%] となっている。(第6表)

第6表 パートタイム労働者の有無、労働組合員の有無別労働組合割合

(単位：%)

区 分	計	パートタイム労働者の有無				パートタイム労働者がいない
		パートタイム労働者がいる	パートタイム労働者の労働組合員がいる	パートタイム労働者の労働組合員がいない	パートタイム労働者がいない	
計	100.0	72.6	(100.0)	(39.3)	(60.7)	27.4
< 企 業 規 模 >						
5,000 人 以 上	100.0	78.1	(100.0)	(60.9)	(39.1)	21.9
1,000 ～ 4,999 人	100.0	68.9	(100.0)	(38.7)	(61.3)	31.1
500 ～ 999 人	100.0	74.4	(100.0)	(31.6)	(68.4)	25.6
300 ～ 499 人	100.0	76.0	(100.0)	(25.1)	(74.9)	24.0
100 ～ 299 人	100.0	66.1	(100.0)	(26.4)	(73.6)	33.9
30 ～ 99 人	100.0	73.6	(100.0)	(32.3)	(67.7)	26.4
< 産 業 >						
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	56.8	(100.0)	(4.6)	(95.4)	43.2
建設業	100.0	44.4	(100.0)	(32.0)	(68.0)	55.6
製造業	100.0	70.1	(100.0)	(23.5)	(76.5)	29.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	58.7	(100.0)	(46.7)	(53.3)	41.3
情報通信業	100.0	60.0	(100.0)	(59.6)	(40.4)	40.0
運輸業，郵便業	100.0	67.2	(100.0)	(35.9)	(64.1)	32.8
卸売業，小売業	100.0	83.9	(100.0)	(60.5)	(39.5)	16.1
金融業，保険業	100.0	80.7	(100.0)	(33.1)	(66.9)	19.3
不動産業，物品賃貸業	100.0	56.8	(100.0)	(17.2)	(82.8)	43.2
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	70.5	(100.0)	(37.8)	(62.2)	29.5
宿泊業，飲食サービス業	100.0	85.8	(100.0)	(46.6)	(53.4)	14.2
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	70.1	(100.0)	(39.1)	(60.9)	29.9
教育，学習支援業	100.0	90.8	(100.0)	(51.7)	(48.3)	9.2
医療，福祉	100.0	85.2	(100.0)	(48.5)	(51.5)	14.8
複合サービス事業	100.0	84.9	(100.0)	(60.9)	(39.1)	15.1
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	64.2	(100.0)	(35.7)	(64.3)	35.8
< 労働組合の種類 >						
単位組織組合	100.0	72.4	(100.0)	(31.4)	(68.6)	27.6
支部等の単位扱組合	100.0	72.8	(100.0)	(45.9)	(54.1)	27.2
< 別組合の有無 >						
別組合あり	100.0	72.6	(100.0)	(44.7)	(55.3)	27.4
別組合なし	100.0	72.6	(100.0)	(38.4)	(61.6)	27.4
平成18年計	100.0	67.2	(100.0)	(19.1)	(80.9)	32.5

注：（ ）内の数値は、「パートタイム労働者がいる」計を 100とした数値である。

イ パートタイム労働者への労働協約の適用状況【一部新規調査項目】

パートタイム労働者への労働協約の適用状況をみると、「労働協約があり、その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される」とする労働組合は41.9% [前回33.5%] となっているが、「パートタイム労働者の労働組合員がいる」労働組合では68.4%となっている。

パートタイム労働者に労働協約が適用される事項（複数回答）をみると、「人事等に関する事項」60.7%、「賃金に関する事項」78.6%、「労働時間・休日・休暇に関する事項」90.4%、「福利厚生に関する事項」73.2%、「安全衛生に関する事項」74.8%となっている。（第7表）

第7表 パートタイム労働者への労働協約の適用状況、適用事項別労働組合割合

区 分	パートタイム労働者がいる計	適用される事項（複数回答）							パートタイム労働者には全く適用されない	労働協約はない
		その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される	人事等に関する事項	賃金に関する事項	労働時間・休日・休暇に関する事項	福利厚生に関する事項	安全衛生に関する事項			
								労働協約があり、パートタイム労働者が適用される		
計	100.0	41.9	(100.0)	(60.7)	(78.6)	(90.4)	(73.2)	(74.8)	49.5	8.2
＜ 企 業 規 模 ＞										
5,000人以上	100.0	59.7	(100.0)	(78.9)	(86.3)	(89.1)	(78.5)	(83.6)	37.8	2.2
1,000～4,999人	100.0	32.9	(100.0)	(69.7)	(80.5)	(92.2)	(80.9)	(76.4)	58.8	7.6
500～999人	100.0	28.8	(100.0)	(35.5)	(40.3)	(90.3)	(70.6)	(72.2)	63.0	8.2
300～499人	100.0	31.7	(100.0)	(53.7)	(78.6)	(98.1)	(75.3)	(67.1)	62.3	5.5
100～299人	100.0	39.1	(100.0)	(37.6)	(68.6)	(89.0)	(67.1)	(68.1)	43.6	17.1
30～99人	100.0	40.9	(100.0)	(47.7)	(87.1)	(89.7)	(59.1)	(63.4)	48.1	10.6
＜ 産 業 ＞										
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	42.8	(100.0)	(21.6)	(48.1)	(84.4)	(58.4)	(62.7)	57.2	-
建設業	100.0	34.1	(100.0)	(46.7)	(81.0)	(79.8)	(69.7)	(68.3)	64.1	1.8
製造業	100.0	31.4	(100.0)	(45.9)	(71.6)	(91.2)	(69.5)	(79.1)	60.8	7.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	34.4	(100.0)	(63.0)	(84.4)	(95.3)	(62.5)	(91.0)	63.8	0.3
情報通信業	100.0	51.4	(100.0)	(62.7)	(94.8)	(98.1)	(67.5)	(72.6)	45.2	3.4
運輸業，郵便業	100.0	43.2	(100.0)	(58.5)	(78.7)	(97.1)	(79.2)	(75.4)	52.5	4.2
卸売業，小売業	100.0	63.7	(100.0)	(78.3)	(76.8)	(85.5)	(81.4)	(80.9)	33.0	3.2
金融業，保険業	100.0	29.6	(100.0)	(71.5)	(95.5)	(98.3)	(71.8)	(68.1)	65.1	5.3
不動産業，物品賃貸業	100.0	7.7	(100.0)	(-)	(32.4)	(52.7)	(79.7)	(67.6)	76.7	15.6
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	32.2	(100.0)	(54.3)	(73.5)	(74.3)	(69.5)	(66.4)	60.8	7.0
宿泊業，飲食サービス業	100.0	36.1	(100.0)	(65.5)	(85.7)	(89.1)	(73.5)	(74.5)	52.5	9.8
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	48.2	(100.0)	(44.7)	(58.8)	(77.1)	(47.3)	(45.3)	43.1	8.8
教育，学習支援業	100.0	43.8	(100.0)	(63.7)	(78.2)	(78.9)	(46.7)	(37.3)	21.6	31.9
医療，福祉	100.0	46.9	(100.0)	(49.1)	(84.1)	(89.2)	(66.6)	(66.7)	32.4	19.2
複合サービス事業	100.0	56.0	(100.0)	(67.4)	(86.5)	(94.0)	(81.7)	(79.7)	25.6	17.3
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	40.2	(100.0)	(39.3)	(69.0)	(97.8)	(64.4)	(70.6)	36.5	23.3
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞										
単位組織組合	100.0	37.3	(100.0)	(47.2)	(75.1)	(87.2)	(65.1)	(67.7)	47.6	14.8
支部等の単位別組合	100.0	45.8	(100.0)	(69.9)	(81.0)	(92.6)	(78.7)	(79.6)	51.1	2.7
＜ 別 組 合 の 有 無 ＞										
別組合あり	100.0	53.4	(100.0)	(56.5)	(88.9)	(94.6)	(68.7)	(65.1)	40.0	6.2
別組合なし	100.0	40.2	(100.0)	(61.5)	(76.5)	(89.5)	(74.1)	(76.7)	50.9	8.5
＜パートタイム労働者の労働組合員の有無＞										
パートタイム労働者の労働組合員がいる	100.0	68.4	(100.0)	(70.1)	(86.3)	(90.8)	(75.1)	(74.7)	21.6	9.0
パートタイム労働者の労働組合員がいない	100.0	24.8	(100.0)	(44.0)	(65.0)	(89.7)	(69.8)	(74.8)	67.5	7.7
平成18年計	100.0	33.5	…	…	…	…	…	…	55.7	10.8

注：1）表頭「パートタイム労働者がいる計」には労働協約の適用状況「不明」が含まれる。

2）表頭「労働協約があり、その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される」には労働協約が適用される事項「不明」が含まれる。

3）（ ）内の数値は、「労働協約があり、その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される」を100とした数値である。

(2) 有期契約労働者

ア 有期契約労働者の有無及び労働組合員の有無

労働組合が所属する事業所における有期契約労働者（パートタイム労働者を除く）の有無をみると、「有期契約労働者がいる」70.7% [前回 63.7%]、「有期契約労働者がいない」27.6% [前回 36.0%]となっている。

また、有期契約労働者がいる事業所について、有期契約労働者の労働組合員の有無についてみると、「有期契約労働者の労働組合員がいる」45.3% [前回 23.5%]、「有期契約労働者の労働組合員がいない」54.7% [前回 76.5%]となっている。（第8表）

第8表 有期契約労働者（パートタイム労働者を除く）の有無、労働組合員の有無別労働組合割合

区 分	計	有期契約労働者がいる			有期契約労働者の労働組合員がいない	
		有期契約労働者がいる	有期契約労働者の労働組合員がいる	有期契約労働者の労働組合員がいない	有期契約労働者がいない	
計	100.0	70.7	(100.0)	(45.3)	(54.7)	27.6
< 企業規模 >						
5,000人以上	100.0	77.9	(100.0)	(64.0)	(36.0)	20.3
1,000～4,999人	100.0	76.8	(100.0)	(51.9)	(48.1)	20.9
500～999人	100.0	80.3	(100.0)	(38.7)	(61.3)	18.6
300～499人	100.0	63.9	(100.0)	(27.7)	(72.3)	35.6
100～299人	100.0	62.6	(100.0)	(37.3)	(62.7)	34.8
30～99人	100.0	59.7	(100.0)	(23.5)	(76.5)	38.8
< 産 業 >						
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	64.6	(100.0)	(-)	(100.0)	35.4
建設業	100.0	62.5	(100.0)	(29.8)	(70.2)	34.9
製造業	100.0	67.2	(100.0)	(29.3)	(70.7)	32.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	58.7	(100.0)	(62.2)	(37.8)	41.0
情報通信業	100.0	79.9	(100.0)	(74.3)	(25.7)	19.3
運輸業，郵便業	100.0	70.6	(100.0)	(53.9)	(46.1)	27.8
卸売業，小売業	100.0	69.3	(100.0)	(54.4)	(45.6)	28.1
金融業，保険業	100.0	82.3	(100.0)	(45.6)	(54.4)	15.8
不動産業，物品賃貸業	100.0	84.2	(100.0)	(38.9)	(61.1)	13.1
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	72.9	(100.0)	(25.1)	(74.9)	26.1
宿泊業，飲食サービス業	100.0	71.5	(100.0)	(59.5)	(40.5)	24.5
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	76.1	(100.0)	(44.9)	(55.1)	19.9
教育，学習支援業	100.0	83.0	(100.0)	(48.6)	(51.4)	13.0
医療，福祉	100.0	69.3	(100.0)	(59.8)	(40.2)	26.4
複合サービス事業	100.0	78.7	(100.0)	(60.5)	(39.5)	17.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	72.8	(100.0)	(48.9)	(51.1)	26.1
< 労働組合の種類 >						
単位組織組合	100.0	64.5	(100.0)	(30.7)	(69.3)	33.4
支部等の単位別組合	100.0	75.9	(100.0)	(55.8)	(44.2)	22.6
< 別組合の有無 >						
別組合あり	100.0	71.8	(100.0)	(56.8)	(43.2)	26.4
別組合なし	100.0	70.5	(100.0)	(43.5)	(56.5)	27.7
平成18年計	100.0	63.7	(100.0)	(23.5)	(76.5)	36.0

注：1) 表頭「計」には「不明」が含まれる。

2) ()内の数値は、「有期契約労働者がいる」計を100とした数値である。

イ 有期契約労働者への労働協約の適用状況【一部新規調査項目】

有期契約労働者への労働協約の適用状況を見ると、「労働協約があり、その全部又は一部が有期契約労働者に適用される」とする労働組合は45.0% [前回42.7%] となっているが、「有期契約労働者の労働組合員がいる」労働組合では69.2%となっている。

有期契約労働者に労働協約が適用される事項(複数回答)を見ると、「人事等に関する事項」63.5%、「賃金に関する事項」79.0%、「労働時間・休日・休暇に関する事項」93.6%、「福利厚生に関する事項」76.2%、「安全衛生に関する事項」78.1%となっている。(第9表)

第9表 有期契約労働者(パートタイム労働者を除く)への労働協約の適用状況、適用事項別労働組合割合

(単位: %)

区 分	有期契約労働者が いる計	適用される事項(複数回答)							労働協約はあるが、 有期契約労働者には 全く適用されない	労働協約はない
		その全部又は一部が 有期契約労働者に 適用される	人事等に関する事項	賃金に関する事項	労働時間・休日・ 休暇に関する事項	福利厚生に 関する事項	安全衛生に 関する事項			
計	100.0	45.0	(100.0)	(63.5)	(79.0)	(93.6)	(76.2)	(78.1)	45.7	8.6
< 企業規模 >										
5,000人以上	100.0	61.3	(100.0)	(78.9)	(87.5)	(93.6)	(82.8)	(85.5)	35.6	2.5
1,000～4,999人	100.0	41.1	(100.0)	(60.6)	(89.1)	(95.4)	(71.4)	(70.4)	50.7	7.4
500～999人	100.0	38.3	(100.0)	(50.7)	(55.4)	(89.9)	(74.5)	(84.1)	53.2	8.5
300～499人	100.0	39.3	(100.0)	(58.9)	(82.5)	(96.3)	(85.8)	(69.0)	54.1	6.0
100～299人	100.0	38.5	(100.0)	(50.3)	(68.9)	(94.3)	(75.1)	(77.2)	42.9	18.6
30～99人	100.0	35.4	(100.0)	(47.9)	(63.3)	(90.4)	(56.4)	(67.6)	50.9	11.8
< 産 業 >										
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	51.5	(100.0)	(54.1)	(73.1)	(100.0)	(76.3)	(84.2)	48.5	-
建設業	100.0	24.5	(100.0)	(54.6)	(70.3)	(84.6)	(57.8)	(71.4)	68.5	7.1
製造業	100.0	33.7	(100.0)	(47.0)	(68.7)	(93.6)	(72.3)	(78.9)	58.2	8.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	37.6	(100.0)	(74.7)	(82.1)	(99.4)	(73.6)	(88.3)	62.1	0.3
情報通信業	100.0	60.2	(100.0)	(65.7)	(79.5)	(97.4)	(68.7)	(71.8)	33.5	4.3
運輸業, 郵便業	100.0	57.3	(100.0)	(58.1)	(81.3)	(95.7)	(77.3)	(75.5)	36.5	5.7
卸売業, 小売業	100.0	57.7	(100.0)	(87.5)	(85.1)	(88.7)	(84.3)	(85.4)	38.4	3.6
金融業, 保険業	100.0	41.9	(100.0)	(75.1)	(96.5)	(100.0)	(82.0)	(81.2)	53.3	4.8
不動産業, 物品賃貸業	100.0	19.9	(100.0)	(57.2)	(67.1)	(63.9)	(62.5)	(67.8)	60.3	19.8
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	29.4	(100.0)	(70.3)	(73.1)	(84.6)	(75.4)	(78.7)	65.4	4.3
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	49.9	(100.0)	(69.3)	(69.4)	(87.4)	(81.6)	(83.1)	41.1	8.3
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	54.9	(100.0)	(70.3)	(70.5)	(92.5)	(76.5)	(74.5)	38.0	7.1
教育, 学習支援業	100.0	49.3	(100.0)	(66.5)	(70.4)	(88.1)	(60.3)	(53.9)	18.9	30.0
医療, 福祉	100.0	48.0	(100.0)	(54.6)	(84.3)	(99.4)	(77.6)	(76.7)	27.2	20.3
複合サービス事業	100.0	54.5	(100.0)	(66.1)	(83.3)	(91.4)	(80.3)	(81.3)	27.3	17.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	36.6	(100.0)	(48.2)	(61.6)	(95.5)	(74.3)	(80.3)	34.0	29.4
< 労働組合の種類 >										
単位組織組合	100.0	34.4	(100.0)	(55.4)	(73.9)	(92.6)	(73.5)	(75.5)	48.7	16.6
支部等の単位扱組合	100.0	52.7	(100.0)	(67.3)	(81.4)	(94.0)	(77.5)	(79.3)	43.6	3.0
< 別組合の有無 >										
別組合あり	100.0	59.2	(100.0)	(68.1)	(88.9)	(97.7)	(78.2)	(75.3)	33.1	6.3
別組合なし	100.0	42.8	(100.0)	(62.5)	(76.8)	(92.7)	(75.8)	(78.7)	47.7	9.0
< 有期契約労働者の労働組合員の有無 >										
有期契約労働者の労働組合員がいる	100.0	69.2	(100.0)	(69.2)	(86.8)	(95.1)	(79.3)	(78.4)	21.8	7.7
有期契約労働者の労働組合員がいない	100.0	25.0	(100.0)	(50.4)	(61.0)	(90.1)	(69.2)	(77.5)	65.5	9.5
平成18年計	100.0	42.7	47.4	10.0

注: 1) 表頭「有期契約労働者がいる計」には労働協約の適用状況「不明」が含まれる。

2) 表頭「労働協約があり、その全部又は一部が有期契約労働者に適用される」には労働協約が適用される事項「不明」が含まれる。

3) ()内の数値は、「労働協約があり、その全部又は一部が有期契約労働者に適用される」を100とした数値である。